

精神障がい者 福祉の手引き



長井市 福祉あんしん課

目 次

* 精神障がい者相談機関	1
* 精神障害者保健福祉手帳について	2
* 医療制度について	4
* 年金・手当について	7
* 障害者総合支援法による障害福祉サービス	9
* その他の在宅福祉	12
* 交通・移動	13
* 公共料金割引・税の減免	15
* 就労	17
* スポーツ・レクリエーション・その他の制度	19
* 指定障害福祉サービス事業所及び指定障害児通所サービス事業所（市内）	
	20

この手引きは精神障がい者福祉の制度や施策についての概要です。

記載内容は令和3年9月現在のもので、その後の制度の改正等により内容が変わる場合があります。また、市町村によっても各サービスの内容や手続きが異なる場合があります。詳しい内容や該当の可否につきましては、長井市福祉あんしん課及びその他の機関へ確認して下さるようお願いいたします。

1. 精神障がい者相談機関

<p>長井市福祉あんしん課 生活支援係 長井市栄町1番1号 ☎ 82-8011</p>	<p>精神障がい者の方々からの医療や生活等の相談に応じ、精神障がい者の方々の自立更生に向け行政の立場から支援するところです。お気軽にご相談下さい。担当は生活支援係（14番窓口）です。</p>
<p>長井市健康スポーツ課 健康推進室 長井市栄町1番1号 ☎ 82-8009</p>	<p>精神障害者の自立と社会参加に向け、医療機関・保健所等と連携して、こころの健康・精神保健福祉の相談等を受けています。引きこもりやアルコール等の依存症に関する相談を受けています。</p>
<p>山形県精神保健福祉センター 山形市小白川町二丁目3-30 ☎ 023-624-1217</p>	<p>精神保健福祉相談を受けています。自立支援医療・手帳の判定を行います。依存症相談、自死遺族相談、引きこもり相談支援等を行います。 ※『こころの健康相談ダイアル 023-631-7060』</p>
<p>置賜保健所 米沢市金池7丁目1-50 ☎ 0238-22-3015</p>	<p>地域における公衆衛生の向上・増進を目的とした機関です。一般的な精神保健相談窓口です。</p>
<p>民生委員・児童委員</p>	<p>身近な所で相談に応じ、自立更生のための援助、指導を行います。民生委員・児童委員は地区により異なりますので生活支援係におたずねください。</p>
<p>長井公共職業安定所(ハローワーク長井) 長井市幸町15番5号 ☎ 84-8609</p>	<p>一般企業に就労が可能と判断された精神障がい者の方に、障がい者職業相談員が職業紹介及び就職後の定着指導等を行います。</p>
<p>置賜障害者就業・生活支援センター サポートセンターおきたま 長井市台町4番24号 ☎ 88-5357</p>	<p>精神障がい者からの就業や在宅生活の悩みなどの相談に応じ、一連の支援を行います。</p>
<p>長井税務署 長井市四ツ谷一丁目7番15号 ☎ 84-1810</p>	<p>所得税、相続税の障害者控除の相談窓口です。（住民税に関しては長井市役所税務課が窓口です。）</p>
<p>置賜総合支庁置賜税務課西置賜税務室 （西置賜地域振興局：旧西庁舎） 長井市高野町二丁目3番1号 ☎ 88-8210</p>	<p>自動車税・自動車取得税の減免の相談窓口です。（軽自動車に関しては長井市役所税務課が窓口です。）</p>

2. 精神障害者保健福祉手帳について

精神障害者保健福祉手帳は、手帳の交付を受けた方が、一定の精神障がいの状態にあることを証明し、各種支援サービスを受けやすくすることにより精神障害のある方の社会復帰・社会参加の促進を目的としています。

(1) 交付の対象者

精神疾患の有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり、日常生活または社会生活に制限のある方（ただし、知的障がい者の方は療育手帳制度の対象になります。）

(2) 障がいの程度

1 級	精神障がいがあって身のまわりのことがほとんどできないか、日常生活に著しい制限を受けており常時援助を必要とする程度の方
2 級	精神障がいがあって日常生活に著しい制限を受けており援助を必要とする程度の方
3 級	精神障がいがあって日常生活または社会生活に一定の制限を受けている方

(3) 有効期限

手帳の障がいの程度は、病状の変化と合わせて変動すると考えられているため、手帳の有効期間は発行日から2年間で、2年毎に更新の手続きが必要です。

(4) 必要な書類

手帳用の診断書か、障害年金（精神障害によるものに限る）を受給している方は、年金証書等の写しのどちらかで申請できます。

◆診断書による申請

- ・ 申請書
- ・ 医師の診断書（初診日から6か月以上経過時点で作成したもの）
- ・ 写真（縦4cm×横3cm、脱帽して上半身を写した1年以内のもの）

◆年金証書等による申請

- ・ 申請書
- ・ 年金証書（年金裁定通知書と一体の場合はその部分を含む）及び年金払込通知書
- ・ 年金事務所への照会同意書
- ・ 写真

※写真貼付を希望しない場合でも申請できますが、バス割引等受けられないサービスがあります。

(5) その他の手続き

手帳交付後、以下に該当した場合は届出が必要です。

- ・居住地、氏名が変わった場合
- ・手帳を紛失、破損した場合
- ・障害程度が変わった場合
- ・手帳交付を受けたが亡くなった場合

(6) 申請窓口

福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

3. 医療制度について

(1) 自立支援医療（精神通院医療）

自立支援医療（精神通院医療）は、精神疾患（てんかんを含みます。）で、通院による精神医療を続ける必要がある症状の方に、通院のための医療費の自己負担を軽減するものです。

◆対象となる方

何らかの精神疾患（てんかんを含みます。）により、通院による治療を続ける必要がある程度の状態の方が対象となります。

対象となるのは全ての精神疾患で、次のようなものが含まれます。

- ・統合失調症
- ・うつ病、躁うつ病などの気分障がい
- ・不安障がい
- ・薬物などの精神作用物質による急性中毒又はその依存症
- ・てんかん など

◆医療費の軽減が受けられる医療の範囲

精神疾患・精神障がいや、精神障がいのために生じた病態に対して、病院又は診療所に入院しないで行われる医療（外来、外来での投薬、デイケア、訪問看護等が含まれます）が対象になります。

◆自己負担上限額（月額）

医療費の原則 1 割を負担ですが、世帯の市民税課税状況と受診者の症状（「重度かつ継続」に該当するか否か）によって 1 ヶ月の自己負担上限額が設定されます。

※世帯の単位は住民票上の家族ではなく、同じ医療保険に加入している家族を同一世帯とします。

生活保護世帯	市民税非課税 本人の収入が 80 万円以下	市民税非課税 本人の収入が 80 万円以上	市民税 (所得割) 33,000 円未 満	市民税 (所得割) 33,000 円以 上 235,000 円 未満	市民税 (所得割) 235,000 円 以上
0 円	2,500 円	5,000 円	上限額なし		自立支援医療 制度の対象外
			「重度かつ継続」に該当する場合		
			5,000 円	10,000 円	20,000 円

◆有効期間

有効期間は1年間で、継続して自立支援医療を受けるためには再認定の申請が必要になります。有効期限を過ぎてしまうと、自立支援医療が受けられなくなりますので、有効期限の3ヶ月前から1ヶ月前までに再認定の申請を行ってください。

◆必要な書類

1.支給認定申請書

2.診断書（精神通院医療用）※前年の支給認定で提出した場合は省略可能

3.健康保険証の写し

- ・国民健康保険…世帯全員分の写し
- ・健康保険など…受診者と被保険者

4.同意書（課税状況の確認）

5.個人番号関係書類

ア 本人による申請の場合(aかbのどちらか)

- a 個人番号カードの写し
- b 個人番号通知カード+運転免許証や障害者手帳等の写し（官公庁から発行された顔写真付きの証や書類）

イ 代理人による申請の場合(aからcのすべて)

- a 代理人であることの証明書類(委任状や本人の健康保険等)
- b 代理人の身元を確認できる書類(運転免許証等)
- c 本人の番号確認書類(本人の個人番号カードの写し等)

6.(市町村民税非課税の場合)

障害年金、または遺族年金などの年金収入がわかるもの(振込先の通帳、振込通知書の写しなど)

7.印鑑

8.*市外からの転入者

課税証明書(同一保険者全員分) ※個人番号関係書類があれば省略可能

※申請から認定決定まで、1ヶ月から2ヶ月ほどお時間をいただきます。再認定の申請は、有効期間終了の概ね3ヶ月前から行うことができます。

◆その他の手続き

自立支援医療認定後、以下の事項が変更になった場合は届出が必要です。

- ・受診者に関する事項（氏名、住所等）
- ・健康保険証に関する事項（保険証の種類、記号、番号等）、
- ・受診を指定した医療機関（薬局、訪問看護事業所、精神科デイケアを含む）

◆申請窓口

福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(2) 重度心身障がい(児)者医療制度

- ◆利用できる方 県内に住所があり、医療保険加入者で、次のどちらかに該当する方。
 - ① 1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方。
 - ② 公的年金各法の障害者等級1級の障害年金を受給している方。※世帯の課税状況により該当しない場合があります。
- ◆内容 医療保険で支払う自己負担金、後期高齢者医療制度による一部負担金が助成されます。課税状況により自己負担が異なります。
- ◆手続き 精神障害者保健福祉手帳、健康保険証、印鑑をご持参ください。
- ◆窓口 市民課医療・年金係（6番窓口）

4. 年金・手当について

(1) 障害基礎年金・障害厚生年金

- ◆請求できる方 次の要件をすべて満たしていることが必要です。
- ①国民年金又は厚生年金加入期間である間に、障害の原因となった傷病の初診日があること。(20歳前や年金加入者でなくなった後でも60歳以上65歳未満で日本国内に住んでいる間に初診日があるときも含まれます)
 - ②障害認定日(初診日から1年6ヶ月を経過した日又は、1年6ヶ月以内に症状固定した日)において、国民年金・厚生年金の障害等級に該当していること。
 - ③保険料の納付要件を満たしていること
- ◆窓口 国民年金については市民課医療・年金係(6番窓口) (☎82-8007)でご相談ください。
- 厚生年金については米沢年金事務所(米沢市金池5-4-8 ☎0238-22-4220)にご相談ください。
- 長井市では米沢年金事務所のご協力により、市内での年金相談を年4回行っております。詳しくは市民相談センター(☎82-8008)、市民課医療・年金係にご相談下さい。

(注) 初診日・・・障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師または歯科医師の診療を受けた日。

障害認定日・・・初診日から1年6ヶ月を経過した日、又は症状が固定した日

※精神障害者保健福祉手帳の障害等級と国民年金・厚生年金障害等級では、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けられても障害年金の障害程度には該当しないこともあります。他の年金との調整等がある場合もありますので、詳しくは最寄りの年金事務所に相談してください。

(2) 特別障害者手当

- ◆利用できる方 著しく重度の障がいがあるため、日常生活で常時特別の介護を必要とする状態にある20歳以上の方で、次のいずれにも該当する方。
- ①病院・療養所に3ヶ月以上入院していないこと。
 - ②施設等に入所していないこと
 - ③本人と扶養義務者の所得が一定の額を超えていないこと。
- ◆窓口 子育て推進課(15番窓口)

(3) 障害児福祉手当

◆利用できる方 在宅の重度の障がい児（20歳未満）で、日常生活において常時の介護を必要とし、次のいずれにも該当する方。

- ①施設（児童施設、知的障害者援護施設等）に入所していないこと。
- ②本人と扶養義務者の所得が一定の額を超えていないこと。
- ③障がいを支給事由とする公的年金給付を受給していないこと等。

◆窓口 子育て推進課（15番窓口）

(4) 特別児童扶養手当

◆利用できる方 20歳未満で別に定める障がいがあると認められた児童を監護している父または母、もしくは父母にかわって養育している方。ただし、次に該当する方は資格がなくなります。

- ①障がい児が児童福祉施設等に入所したり、里親に預けられたとき。
- ② 〃 障がいのために公的年金を受けるとき。
- ③ 〃 日本国内に住所がなくなったとき。
- ④養育者が父または母の場合は、監護しなくなったとき。
- ⑤障がい児を養育しなくなったり、別居したとき。

◆窓口 子育て推進課（15番窓口）

5. 障害者総合支援法による障害福祉サービス

◆利用できる方 次のいずれかの証書類をお持ちの方。（これらに限定されるものではない。）

- ①精神障害者保健福祉手帳
- ②精神障害を事由とする年金を現に受けていることを証明する書類（国民年金、厚生年金などの年金証書等）
- ③自立支援医療受給者証（精神通院医療に限る）
- ④医師の診断書（原則として主治医が記載し、精神障害者であることが確認できる内容であること）等

なお、介護保険により同様のサービスを利用できる方は介護保険が優先します。

◆サービスの種類

介護給付と訓練等給付があります。

また、年齢や障害等の条件によっては利用できない場合があります。

◆介護給付について

サービス種類	内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の精神障害者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

◆訓練等給付について

サービス種類	内容
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス種類	内容
就労継続支援 (A型＝雇用型、B型)	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般企業等へ移行した障がい者について、3年間にわたり就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等の支援の提供を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	日常生活上の相談に加えて、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助の提供を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者が、地域で一人暮らしをする場合、定期的な巡回訪問や随時の電話相談等により、食事や掃除、洗濯等、自立した日常生活を営む上での課題を把握し、助言・相談、関係機関との連絡調整等の必要な支援の提供を行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所している方または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保などの地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	障害者支援施設等や精神科病院から退所・退院した方のほか、家族との同居から一人暮らしに移行した方や地域生活が不安定な方等で、単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡がとれる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。

◆基本的な仕組み

1. 申請	利用したいサービスを福祉あんしん課に申請します。
2. 障害支援区分認定調査	担当調査員が障害の程度や生活状況などを聞き取ります。
3. 審査会	認定調査の結果や医師の意見書などにより障害支援区分の審査を行います。
4. 障害支援区分の認定	障害支援区分認定結果を通知します。
5. サービス利用意向聴取	利用したいサービス等について具体的に聞き取ります。
6. 支給決定	利用できるサービスの種類や内容について決定します。
7. 契約	サービスを提供する事業所（施設）と障害者（又は保護者）が契約をします。
8. サービスの利用	サービスの利用開始となります。

※障害児のサービス利用や訓練等給付の場合、3・4は省略されます。

※特定相談支援事業者が作成したサービス等利用計画の提出を求める場合があります。

◆特定相談支援事業者

長井市には以下の3か所の特定相談支援事業所があります。

- ・サポートセンター おきたま
(長井市台町4-24 ☎88-5357)
- ・医療法人杏山会 ライフサポート杏の里
(長井市成田1888-1 ☎87-8008)
- ・特定非営利活動法人 あゆむ
(長井市清水町一丁目8番1号 ☎87-8888)

◆費用の自己負担

サービスを利用した場合、原則1割負担となりますが世帯の課税状況・収入状況により負担上限月額が設けられます。またサービスによっては収入・資産によって減額される場合や、補足給付を受けられる場合があります。

◆事業者（施設）の選択

障害者は、都道府県（又は市町村）から指定を受けた事業者（施設）の中から事業者（施設）を選ぶことができます。サービスの種類や障害の程度、その他の理由によりあらかじめ事業者（施設）の調査を受けていただくことがあります。また、サービス利用まで待機をしていただくことがあります。

◆障害者施設

長井市の方が利用している山形県内の施設は下記のとおりです。通所施設と入所施設があります。

(通所) 就労継続支援B

施設名	所在地	電話番号
せせらぎの家	長井市成田1026番地1	0238-84-2897
フラワーほっと	長井市栄町1番1-1号	0238-84-0996
杏の里	長井市成田1878番地2	0238-87-8008

(入所) 共同生活援助

施設名	所在地	電話番号
泉荘	長井市今泉1812番地	0238-88-9211
アプリコットハウス	長井市成田1728番地1	0238-87-0100
しゃくなげ寮	長井市森250番地120	0238-87-3171

- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）でご相談ください。

6. その他の在宅福祉

(1) 日中一時支援事業

- ◆利用できる方 障害福祉サービスの利用者と同じ。
障害支援区分認定が必要です。
- ◆内容 障害者を介護している方が、疾病、事故、冠婚葬祭等のため障害者の介護が困難になった時などに、障害者が日帰りで施設を利用できます。
- ◆費用 原則5%負担ですが、世帯の課税状況、収入状況により負担上限額が設けられます。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(2) 障がい者除雪費支給事業

- ◆利用できる方 精神障害者保健福祉手帳1級または2級の交付を受けている障がい者
障がい者のみ又は障がい者と65歳以上の高齢者のみで構成される非課税世帯に限ります。又、所得による制限があります。
- ◆内容 自力で雪下ろし等の除雪できない障がい者の方で、親族や近隣者等からの援助が受けられない方に対して除雪費の一部を助成します。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(3) 障がい者配食サービス事業

- ◆利用できる方 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている障がい者で、同居するものが調理することが困難で、且つ障がいのため自ら調理することが困難な者。
- ◆内容 週2回配食サービスを受けることができます。自己負担があります。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

7. 交通・移動

(1) 山形鉄道フラワー長井線の割引

- ◆内容
 - ①精神障害者保健福祉手帳 1 級の方とその付添人
本人及び付添人の運賃が 5 割引になります。
 - ② 2 級、3 級の方
本人の運賃が 5 割引になります。
- ◆ご利用方法 運賃支払いの際、精神障害者保健福祉手帳を提示して下さい。

(2) バス運賃の割引

- ◆内容
 - ①精神障害者保健福祉手帳 1 級の方とその付添人
本人及び付添人の運賃が 5 割引になります。
 - ② 2 級、3 級の方
本人の運賃が 5 割引になります。
山形交通の運賃（一般路線のみ）が 5 割引になります。
- ◆ご利用方法 乗車券のご購入時、ご乗車時に手帳を提示して下さい。
※手帳に写真の添付が必要です。

(3) 航空運賃の割引

- ◆内容
 - ①障がい者とその介護者（航空会社により異なります）
 - ②航空会社により異なりますが概ね 25～45%割引になります。
 - ③12 歳以上の方が適用となります。
 - ④国際線での割引はありません。
- ◆ご利用方法 航空券販売窓口に直接お申込みください。

(4) 市営バス

- ◆内容 市営バスをご利用の際、精神障害者保健福祉手帳の提示により利用料金が全額免除になります。
- ◆ご利用方法 運賃支払い時、手帳を提示して下さい。

(5) タクシー料金の割引

- ◆内容 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のタクシー料金が 1 割引になります。
- ◆ご利用方法 乗車時に手帳所持者である旨を告げ、料金支払い時、手帳を提示して下さい。

(6) 心身障がい者福祉タクシー料金助成事業（タクシー券の交付）

- ◆利用できる方 次の①～③の条件すべてに該当される方。
 - ①精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方。

②当該年度の市民税が非課税の方。

※ただし4月から6月までの申請については前年度の市民税とする

③障がい者の所有する自動車又は軽自動車にかかる自動車税又は軽自動車税の減免を受けていない方。

- ◆内容 タクシー料金の一部を助成します。料金支払い時、精神障害者保健福祉手帳を提示し、助成券を渡してください。非課税世帯に属する方は24枚(1枚620円)、課税世帯に属する方は12枚が交付されます。
- ◆手続き 手帳・印鑑をお持ちのうえお手続きください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係(14窓口)

(7) 障がい者等移動支援事業

- ◆利用できる方 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ◆内容 社会生活上、必要不可欠な外出及び社会参加のために、タクシー又は特殊車両で送迎します。(一部自己負担があります。)
- ◆手続き 事前に登録と予約が必要です。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係(14番窓口)

(8) 精神障がい者の駐車禁止除外指定について

- ◆利用できる方 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- ◆内容 山形県公安委員会より上記の証票が交付され、やむを得ない場合に限り駐車禁止の場所に駐車することができます。
- ◆窓口 長井警察署(長井市小出3743-3 ☎84-0110)

8. 公共料金割引・税の減免

(1) NHK放送受信料の減免

- ◆利用できる方 全額免除・精神障害者保険福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市民税非課税の場合。
半額免除・精神障害者保険福祉手帳1級の交付を受けている方が、世帯主で受信契約者である場合。
- ◆手続 福祉あんしん課で証明を受けてNHK山形放送局営業部に申請書を送付してください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(2) 自動車税、軽自動車税及び自動車取得税の減免

- ◆利用できる方 精神障害者保険福祉手帳1級をお持ちの方で、下記の①、②のどちらかに該当する方。（1人につき1台のみ、障害者本人名義の車に限る※ただし18歳未満は同居し生計を同じくする方の名義でも可）
 - ①主に障がいのある方の通学、通院、通所もしくは生業のために継続的に同居の家族が運転するもの（以下「家族運転」）
 - ②障がいのある方が単身で生活をしている世帯の場合または世帯全員が障がいのある方である世帯の場合に、その障がいのある方の通学、通院、通所もしくは生業のために、障がいのある方を常時介護する方が継続して日常的に運転するもの（以下「介護者運転」）※障がい者の方本人運転による減免の申請はできません。
- ◆内容 自動車税、軽自動車税、自動車取得税が全額免除になります。
軽自動車税は賦課期日（4月1日）に減免対象となる精神保健福祉手帳の交付を受けている場合その年度適用されます。
- ◆手続 下記のものをお持ちのうえ、それぞれの窓口で納期限内に手続きしてください。
 - ①「家族運転」の場合
上記①の他に、住民票謄本、使用目的を証する書類（通院・通学証明書）
 - ②「介護者運転」の場合
上記①の他に、住民票謄本、自動車運行計画証明書、誓約書
- ◆窓口
 - ・すでに所有している自動車を減免申請するとき
 - 普通自動車の場合
置賜総合支庁置賜税務課西置賜税務室（☎88-8210）【P1】
 - 軽自動車の場合
税務課市民税係（8番窓口）（☎82-8006）
 - ・新車を取得して減免申請をするとき
村山総合支庁課税課分室
（山形市漆山字行段1422 ☎023-686-5990）

(3) 所得税の障害者控除

◆利用できる方 申告対象年の12月31日時点で、本人または控除対象配偶者や扶養親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◆内容

	障害者控除	特別障害者控除
障害の等級	2、3級	1級
控除額	270,000円	400,000円

◆窓口 長井税務署【P1】にご相談ください。なお、給与所得者で年末調整を受ける場合は職場の給与担当者が窓口となります。

(4) 個人住民税の障害者控除

◆利用できる方 課税年度の前年12月31日時点で、本人または控除対象配偶者や扶養親族が精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方

◆内容

	障害者控除	特別障害者控除
障害の等級	2、3級	1級
控除額	260,000円	300,000円

◆窓口 税務課市民税係（8番窓口）（☎82-8006）にご相談ください。なお、住民税を特別徴収されている場合は職場の給与担当者が窓口となります。

(5) その他の税制上の優遇措置

相続税、贈与税にも障害者控除が適用できる場合があります。詳しくは長井税務署【P1】にご相談ください。

9. 就労

(1) 職業紹介

- ◆利用できる方 一般企業に就労可能な身体障がい者。
- ◆内容 専門の担当官、障がい者職業相談員が職業相談、職業紹介、訓練及び就職後の定着指導等一貫したサービスを行っています。
- ◆窓口 長井公共職業安定所（ハローワーク長井）【P1】へご相談ください。

(2) 福祉的就労

- ◆内容 就労移行支援、就労継続支援A、就労継続支援Bがあります。障害者総合支援法による障害福祉サービスです。詳しくは【P7～9】をご覧ください。
- ◆窓口 福祉あんしん課生活支援係（14番窓口）

(3) 山形障害者職業センター

- ◆内容 地域のハローワーク、医療・保健・福祉機関等と連携し、障害のある方や事業主に対して、安定した職業生活のための職業リハビリテーションサービスを行っています。
- ◆所在地 山形市小白川2-3-68 ☎023-624-2102
- ◆窓口 長井公共職業安定所（ハローワーク長井）【P1】にご相談ください。

(4) 障害者職業能力開発校

- ◆利用できる方 職業訓練に必要な学力を有すると認められる身体障がい者。
- ◆内容 障がい者の能力に応じた訓練を行うため、職業能力開発促進法に基づいて全国19箇所に障がい者を対象とした能力開発校があります。
- ◆最寄りの訓練校 国立県営宮城障害者職業能力開発校
(宮城県仙台市青葉区台原5-15-1 ☎022-233-3125)

訓練科目	訓練期間
オフィス実務	5ヶ月
パソコン基礎	6カ月
デジタルデザイン, OAビジネス, 情報システム	1年

- ◆窓口 長井公共職業安定所（ハローワーク長井）、または宮城障害者職業能力開発校に直接ご相談ください。

(5) 職場適応訓練

- ◆内容 訓練終了後、事業所より引き続き雇用してもらうことを前提として、事業主に対しては委託費を、訓練を受ける障がい者に対しては訓練手当の支給を受けながら、障がい者に適した作業訓練を実地に受けることができます。
- ◆窓口 長井公共職業安定所（ハローワーク長井）【P 1】にご相談ください。他にも障がい者の雇用、職場定着のための制度がありますのでご相談下さい。

(6) 就労に関する相談

- ◆内容 自身では就職活動が困難な身体障がい者からの相談に応じ、一連の支援を行います。
- ◆窓口 サポートセンターおきたま【P 1】にご相談ください。

10. スポーツ・レクリエーション・その他の制度

(1) 山形県障がい者スポーツ協会

◆内容 障がい者スポーツの振興、普及、競技力の向上のため次の事業を行っています。

- ① 競技力向上推進事業
- ② 全国障害者スポーツ指導員養成事業
- ③ 普及拡大事業
- ④ スポーツ指導員養成事業

◆窓口 山形県障がい者スポーツ協会事務局

(山形市大字大森385 山形県身体障害者福祉会館(山形県リハビリセンター)内 ☎023-686-4084)

(2) 山形県在宅心身障害児者保養訓練センター まつかぜ荘

◆利用できる方 在宅で心身に障がいを持つ方及びその家族等。

◆内容 在宅で心身に障がいを持つ方及びその家族のための保養訓練、交流の場を提供するとともに、幅広く地域の福祉センターとして、宿泊、休憩、会食、研修等誰でも利用できます。

◆施設の概要 宿泊定員50名

宿泊所、休憩所、食堂、売店があります。

◆窓口 山形県在宅心身障害児者保養訓練センター まつかぜ荘

(川西町大字下小松2045-20 ☎0238-42-5158)

(3) 生活福祉資金貸付制度

◆利用できる方 下記のいずれかに該当する方

- ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯で、世帯の収入が一定基準以下の世帯
- ・低所得世帯または高齢者世帯で、世帯の収入が一定基準以下の世帯
- ・生活保護世帯

◆内容 他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯などの経済的自立と生活の安定を目的とした生活支援を基に、無利子または低利子で資金の貸付を行う制度です。

◆窓口 長井市社会福祉協議会(長井市館町北6-19 ☎88-3711)へご相談ください。

(4) 避難行動要支援者の支援制度

◆利用できる方 精神保健福祉手帳1級を所持しており、災害時自ら避難することが困難な方

◆内容 希望者の方の名簿情報を避難支援者等(地区長、自主防災組織、民生委員の方)へ提供し、災害に備え避難支援体制等の整備するものです。

◆窓口 長井市総務課危機管理室(長井市栄町1番1号 ☎82-8002)

11. 指定障害福祉サービス事業所及び

指定障害児通所サービス事業所（市内）

令和3年9月1日現在

名 称	所 在 地	電 話 番 号	サービス種類		
			種類 1	種類 2	種類 3
ライフサポート杏の里	993-0075 長井市成田 1878 番地 2	87-8008	居宅介護	重度訪問	就労B
長井市社会福祉協議会 障害者等指定居宅介護事業所	993-0011 長井市館町北 6 番 19 号	88-3711	居宅介護	重度訪問	
ケアサービスさくら	993-0042 長井市平山字渡り 2783 番地 4	84-5050	居宅介護	重度訪問	
だいまち	993-0016 長井市台町 4 番 24 号	84-8411	生活介護	就労B	
福祉支援センターすぎな	993-0073 長井市森字和合 654 番地	88-2079	生活介護	就労B	
やまなみ学園	993-0033 長井市今泉 1812 番地	88-9311	短期入所	福祉型障害 児入所支援	
泉荘短期入所事業所	993-0033 長井市今泉 1812 番地	88-9211	短期入所		
障がい福祉サービス事業所 せせらぎの家	993-0075 長井市成田 1026 番地 1	84-2897	就労B		
フラワーほっと	993-0084 長井市栄町 1 番 1-1 号	84-0996	就労B		
ライフサポート杏の里 就労継続支援B型事業所	993-0075 長井市成田 1878 番地 2	87-8008	就労B		
ライフサポート杏の里 第2 就労継続支援B型事業所	993-0075 長井市成田 1728 番地 2	87-8008	就労B		
希望が丘西おき第1 ホーム	993-0082 長井市舟場 26 番 29 号	87-1707	共同生活援助		
希望が丘西おき第2 ホーム	993-0016 長井市台町 4 番 24 号		共同生活援助		
希望が丘西おき第3ホーム	993-0075 長井市成田 1389 番地	88-2147	共同生活援助		
希望が丘西おき第4ホーム	993-0031 長井市泉 2110 番地	88-5111	共同生活援助		
泉荘共同生活事業所	993-0033 長井市今泉 1812 番地	88-9211	共同生活援助		
グループホーム しゃくなげ寮	993-0073 長井市森 250 番地 120	87-3171	共同生活援助		
障がい者グループホーム アプリコットハウス	993-0075 長井市成田 1728 番地 1	87-0100	共同生活援助		
グループホームあいりす	993-0082 長井市舟場 26 番 28 号	87-8260	共同生活援助		
おきたま	993-0016 長井市台町 4 番 24 号	88-5357	計画相談	障害児相談	
医療法人杏山会ライフサポ ート杏の里	993-0075 長井市成田 1878 番地 2	87-8008	計画相談	障害児相談	

名 称	所 在 地	電 話 番 号	サービス種類		
			種類 1	種類 2	種類 3
障害児相談支援事業所あゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目8番1号	87-8888	計画相談	障害児相談	
長井市すみれ学園	993-0054 長井市清水町一丁目5番26号	88-4226	児童発達 支援		
児童発達支援センターあゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目8番1号	87-8888	児童発達 支援		
放課後等デイサービスあゆむ	993-0054 長井市清水町一丁目8番1号	87-8888	放課後等デイ サービス		
POCCOながい(ぼこながい)	993-0002 長井市屋城町5番15号	87-0534	放課後等デイ サービス		

NAGAI
TENNENSUI
100%

